

船 町 町 内 会 規 約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、船町町内会という。

(区域)

第2条 この会は、加古川市八幡町船町及び、上荘町国包、八幡町下村、八幡町上西条に住所を有する者のうち、別表に掲げる区域に住所を有するものをもって構成する。

(主たる事務所の所在地)

第3条 この会は、主たる事務所を船町公会堂に置く。

第2章 目的

(目的)

第4条 この会は、その地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (2) 会員相互の親睦、研修及び文化教養の向上に関すること。
- (3) 会員の福祉厚生に関すること。
- (4) 世代間の交流に関すること。
- (5) 会員相互の連絡事務及び各種団体との連携に関すること。
- (6) 伝統行事の保存、育成に関すること。
- (7) 施設の管理運営に関すること。
- (8) その他目的を達成するために必要なこと。

第3章

(会員)

第6条 第2条に該当する者は、すべてこの会の会員になることができる。

2 第2条に定める地域に住所を有しないが、同地で事業を行う者にとっては、

この会の事業を賛助するため、賛助会員になることができる。

(会費)

第7条 会費の名称を協議費とする。

2 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 入会金その他これに類する費用は、「船町町内会細則」で、別に定める。

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

また、賛助会員になろうとする者も同様とする。

2 この会は、正当な理由がないかぎり、その区域に住所を有する者の加入を拒んではならない。

3 この会の区域に居住した者に対しては、この会は、これらの者にこの会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 第2条に規定する区域に居住しなくなったとき。

(2) 死亡または解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員)

第11条 この会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 会計 1名

(4) 町内委員 隣保長をもってあてる。

(5) 特別委員 若干名 (専門的知識を必要とする場合他、必要に応じ役員を設けることができる)

(6) 会計監査 2名

(役員を選出)

第12条 会長の選出は、次のいずれかの方法による。

- (1) 選考委員会が推せんし、総会の議決を得る。
- (2) 総会において選挙を行う。
- 2 選考委員会は、必要がある場合のみ、適宜設置する。
- 3 他の役員（隣保長を除く）は、会長が委嘱し、総会の承認を得る。
- 4 隣保長は、各隣保において選任する。

(役員職務)

第13条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 会計は、この会の会計事務を処理する。
- 4 第11条(4)により、役員になった者は、会長より指示された業務を遂行する。
- 5 町内委員は、隣保長として、各隣保を統括するとともに、役員会の構成員となる。
- 6 会計監査は、この会の会計及び業務を監査する。

(役員任期)

第14条 この会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 会議

(会議の種類)

第15条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 役員会は、第11条に定められた役員で構成する。ただし、会計監査は除く。

(権能)

第17条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約の制定改廃に関すること。
- (4) 役員を選任及び解任に関すること。
- (5) その他この会の運営に係る重要事項に関すること。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(通常総会)

第18条 通常総会は、毎年1回4月に開催する。

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、会長又は役員会が必要と認めたとき、あるいは会員の5分の1以上若しくは会計監査から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第20条 役員会は、定例的に開催する。また、会長が必要と認めたとき、若しくは役員数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第21条 総会及び役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第19条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から15日以内に役員会を招集しなければならない。
- 4 総会又は役員会を招集する場合は、総会にあっては会員及び役員に対し、役員会にあっては役員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前に通知しなければならない。ただし、役

員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 23 条 会議は、総会においては総会員、役員会においては、役員現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 24 条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決)

第 25 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 26 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会員又は役員の現在数

(3) 会議に出席した会員の数又は役員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）。

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は役員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 6 章 組織

(隣保)

第 27 条 新たに隣保を編成する場合、又はこれを変更する場合においては、当該住民の協議を得て、役員会の議決及び総会の承認を受けなければならない。

(各種団体)

第 28 条 第 5 条（5）の各種団体とは、次のものをいう。

- (1) 老人クラブ
- (2) 子供会
- (3) 消防団（八幡分団船町班）
- (4) 屋台保存会

(各種団体との協力)

第 29 条 前条の各種団体は、第 5 条の事業の遂行のため、この会に協力し、この会は各種団体の事業の遂行及び団体の育成のため支援することとする。

- 2 会長又は役員会は、必要に応じ各種団体の意見を聞き、又は役員会に参加させることができる。
- 3 各種団体は、必要があれば会長に意見を述べ又は、役員会に出席することを要求することができる。

(連合組織)

第 30 条 この会は、この会の区域を越える広域的問題に対処するため、及び地域社会全体の発展に貢献するため、八幡町町内会連合会の運営組織に参加し、連絡調整を行うものとする。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 31 条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費（協議費）
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入
- (6) 別に定める資産

(資産の管理)

第 32 条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

- 2 別に定める資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 33 条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この会の事業計画及び収支予算は、次条の行事とも併せ、事業年度開始後速やかに総会の議決により定める。

- 2 この場合、総会で議決されるまでの予算の遂行については、会長が、前年度の予算を参考に執行する。

(事業報告及び収支決算)

第 35 条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後 1 か月以内にその年度末の財産目録とともに、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 36 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 37 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得、且つ加古川市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 38 条 この会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会員の 4 分の 3 以上の同意を得て、この会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第 9 章 雑則

(書類及び帳簿等の備付け)

第 39 条 この会は、その主たる事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類

- (4) 会員に関する書類
- (5) 会議議事録
- (6) 会員名簿
- (7) 資産台帳
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (10) 事業計画書及び収支予算書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第40条 役員会は、この規約を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

第41条 町内会細則については「船町町内会細則」で、別に定める。

2 まちづくり細則については「船町まちづくり細則」で、別に定める。

(附則)

(施行期日)

1 この規約は、平成9年10月5日から施行する。

平成14年3月17日改正。

平成17年4月17日改正

平成25年4月14日改正

平成26年4月13日改正

令和7年5月9日 改正

令和7年5月27日から施行する。

別表

船町町内会区域

| 町 | 大字 | 小字 | 地 番 |
|-----|-----|------|--|
| 八幡町 | 下村 | 高河原 | 1029番及び1030番1から3の各枝番並びに1038番1及び6の区域 |
| | | 河原田 | 1044番2、1045番、1046番1、1048番から1079番、1111番、1113番から1120番2、1123番1から1126番2及び1149番1から1154番2の区域 |
| | | 北河 | 1155番1から1182番、1229番、1230番、1238番、1239番、1241番から1251番及び1259番から1262番の区域 |
| | 船町 | 下河原 | 全域 |
| | | 本畑 | 全域 |
| | | 辻ノ外 | 176番1及び178番2を除く区域 |
| | | 西開キ | 180番1から210番1、212番3並びに214番1、2及び6の各枝番の区域 |
| | | 川上 | 219番1、3及び5の各枝番、220番1から3の各枝番、223番1及び2の各枝番、224番1及び2の各枝番、227番、230番から232番、234番から236番並びに237番3及び5の各枝番の区域 |
| | 上西条 | 渡り上り | 1004番から1020番及び1023番から1026番の区域 |
| | | 開 | 1104番3及び5の各枝番、1105番1、3及び4の各枝番、1106番1、5及び6の各枝番、1107番1及び4の各枝番、1108番1、3及び6の各枝番並びに1109番から1112番7の区域 |
| | | 川上 | 1113番から1115番、1116番、1117番、1129番2及び3の各枝番、1130番から1135番並びに1154番1の区域 |
| | 上荘町 | 国包 | 森の本 |

| | | | |
|--|--|-----|---|
| | | 舟町浦 | 708 番 1、711 番 1、712 番 1 及び 2 の各枝番、714 番 1、715 番 1、716 番 1 並びに 718 番 1 の区域 |
|--|--|-----|---|